

浄化槽の法定検査

法定検査は、浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽が正しく設置されているか、保守点検、清掃が適切に実施されているか、それらの記録が保存されているか、などから浄化槽が正常に機能しているかを浄化槽設置現場において指定検査機関の検査員が総合的に判断する検査です。

また、この法定検査ではBOD検査を行い、浄化槽の機能が的確に発揮されているかを数値で把握するとともに公共用水域の水質保全に寄与していることを浄化槽管理者が実感していただけるような手法としています。

なお、検査の結果は、指定検査機関から浄化槽管理者と県の担当窓口（P.6に掲載）（四日市市及び大紀町においては役場）に送付されることになっています。検査結果をご覧のうえ、必要に応じて改善を行ってください。検査結果は3年間保存してください。

※BODとは生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標で、数値が大きいほど汚濁の程度が大きい事を示します。

※平成18年2月1日以降に設置された浄化槽について、浄化槽からの放流水の水質基準がBOD 20 mg / l 以下及びBOD除去率90%以上とすると浄化槽法で定められています。

7条検査 【設置後の検査】

浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間（5ヶ月間）に水質に関する検査を受けて下さい。
新設された浄化槽や、構造もしくは規模の変更を行った浄化槽を使用開始した場合に対象となる検査です。

11条検査 【定期検査】

7条検査を受けたその後は1年に1回の検査を受けて下さい。

指定検査機関

一般財団法人 三重県水質検査センター

所在地 津市栄町3丁目119番地 Tel 059-213-0707

<http://www.mieken-suisitukensasenter.or.jp>

維持管理時期の例

浄化槽を適正に維持管理していただくために、保守点検、清掃、法定検査の時期を例示しましたので参考にしてください。

以下の例は、処理対象人員が20人以下の浄化槽で、

分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式の単独処理浄化槽

分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式の合併処理浄化槽

の場合を想定したものです。

【1年目】

月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
維持管理作業	浄化槽の設置 使用前の保守点検	浄化槽の使用開始			7条検査（法定検査）を受ける期間						保守点検		清掃	
						保守点検		7条検査		保守点検				

【2年目以降】

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
維持管理作業	保守点検				保守点検		11条検査		保守点検		清掃	